年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会）
令和８年 10 月７日答申分

〇答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの　　１件

厚生年金保険関係　　１件

厚生局受付番号　：　関東信越（受）第 2600203 号
厚生局事案番号　：　関東信越（厚）第 2600059 号

第１　結論

１　請求者のＡ社における平成 14 年 11 月１日から平成 15 年９月１日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 14 年 11 月から平成 15 年８月までの標準報酬月額については、９万 8,000 円から 22 万円とする。

平成 14 年 11 月から平成 15 年８月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

２　請求者のＡ社における平成 19 年７月１日から同年 12 月１日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 19 年７月から同年 11 月までの標準報酬月額については、９万 8,000 円から 20 万円とする。

平成 19 年７月から同年 11 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 19 年７月から同年 11 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

３　その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 36 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成７年 11 月１日から令和５年 11 月１日まで

Ａ社に勤務していた期間のうち、平成 14 年 11 月以降の年金記録が実際に受け取っていた給与よりも大幅に低い金額になっているので、念のため、私が同社に勤務していた期間全てについて調査を行い、誤って記録されている期間の年金記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

１　請求期間のうち、平成 14 年 11 月１日から平成 15 年９月１日までの期間については、オン

ライン記録により、請求者のＡ社に係る標準報酬月額は、同年６月 13 日付けで、平成 14 年 11 月１日に遡って 22 万円から９万 8,000 円に減額する随時改定処理が行われていることが確認できる。

また、Ａ社における平成 14 年 11 月１日時点の厚生年金保険被保険者のうち９名（以下「同僚」という。）についても、請求者と同様に、平成 15 年６月 13 日付けで、平成 14 年 11 月１日に遡って標準報酬月額を９万 8,000 円に減額する随時改定処理が行われていることが確認できるところ、上記同僚のうち１名から提出された同社に係る平成 14 年７月から平成 15 年８月までの給料明細書によると、随時改定の要件である固定的賃金の支給額が変動した事実はないことから、上記随時改定処理を行う必要はない。

さらに、日本年金機構が保管しているＡ社に係る滞納処分票等により、同社が平成 12 年度以降の社会保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 15 年６月 13 日付けで行われた随時改定処理は事実に即したものとは考え難く、平成 14 年 11 月１日に遡って、同年 11 月から平成 15 年８月までに係る請求者の標準報酬月額について、９万 8,000 円に減額する随時改定処理を行う合理的な理由はなく、当該処理は有効な記録訂正であったとは認められない。

したがって、上記の訂正処理の結果として記録されている請求者の平成 14 年 11 月から平成 15 年８月までに係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た 22 万円に訂正することが必要である。

２　請求期間のうち、平成 19 年７月１日から同年 12 月１日までの期間については、請求者から提出された給与明細書により確認又は推認できる当該期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額をいずれも超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 19 年７月から同年 11 月までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年７月から同年 11 月までの期間について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについ

ては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

3　請求期間のうち、平成７年 11 月１日から平成 14 年 11 月１日までの期間、平成 15 年９月１日から平成 19 年７月１日までの期間及び同年 12 月１日から令和４年 12 月１日までの期間については、事業主は、当該期間に係る請求者の給与額等を確認できる資料を保管していない旨回答しており、請求者も当該期間に係る給与明細書を所持しておらず、各月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

なお、請求者から提出された令和４年分の給与所得の源泉徴収票において年間の支払総額及び社会保険料等の金額は確認できるものの、令和４年１月から同年 11 月までの各月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求期間のうち、平成７年 11 月１日から平成 14 年 11 月１日までの期間、平成 15 年９月１日から平成 19 年７月１日までの期間及び同年 12 月１日から令和４年 12 月１日までの期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち、平成７年 11 月１日から平成 14 年 11 月１日までの期間、平成 15 年９月１日から平成 19 年７月１日までの期間及び同年 12 月１日から令和４年 12 月１日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4　請求期間のうち、令和４年 12 月１日から令和５年 11 月１日までの期間については、Ａ社から提出された令和４年 12 月分から令和５年 10 月分までの給与明細書及び令和５年分の給与所得に対する源泉徴収簿によると、請求者の各月に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は 20 万円であるものの、各月の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は９万 8,000 円であり、オンライン記録の標準報酬月額と同額である。

したがって、令和４年 12 月から令和５年 10 月までの期間に係る標準報酬月額については、前記の厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。